



“認知症”と言われたして10年

～私の個人的体験を踏まえながら～

妻井 令三



2004年12月24日、厚生労働省は「痴呆」という用語を「認知症」とすることとした。それは、「家族の会」が加盟する国際アルツハイマー病協会（ADI）と日本の「家族の会」が、第20回国際会議を京都で開催し、その圧倒的な成功を受けた2か月後のクリスマスの日であったことを忘れてはなるまい。それから10年が経った。この10年の経過で、何が変わり、何が変わらないのであろうか。

22年前、田舎に独居していた母の生活に支障が開始した。母が下血したことを期に検査入院中の岡山大学病院で徘徊騒動を起こした。それをうけ精神科の診断を薦められ受診した。長谷川式の間診結果をもとに医師から「重度の痴呆症です」と告知された。その言葉は青天の霹靂であり、その衝撃を今でも鮮明に覚えている。あつてはならない我が家の恥といった気分がよぎっていた。

それを潮に、私のマンションに引き取っての介護生活が始まった。住み慣れた広い自宅から、狭いマンション生活は母にとって牢獄のような世界であったのか、適応不全を起こした。何度言ってもトイレの場所を覚えられず、失禁が常態化し、同じ言葉の繰り返し等、認知症特有のBPSD（行動・心理症状）が毎日のように起こった。“人間失格のダメになってしまった母”という思いが膨らんでいた。誰にも言えない我が家の秘め事がかかえたままの日々で、現役時代の身に睡眠不足の苛立たしい時間が続いていた。認知症を全く知らない我々夫婦の対応は、“叱りつけ”“再教育”する姿勢になっていて、今にして思えば症状を進行させるばかりの対応をしていたと言える。病気の特性と対応の心得を知らない介護者の罪は大きいのだ。

1989年、私の定年と同時に岡山県にまだ結成されていない「呆け老人をかかえる家族の会」の県支部結成の機運が盛り上がりそれに漕ぎ着けた。介護保険制度が2000年に施行された。旧来の措置に代わり契約によって介護サービス利用という大転換が図られた。これとの整合性を図るため、法務省は成年後見制度も同時に導入した。

2004年10月15・16・17日の3日間、「家族の会」が加盟する国際アルツハイマー病協会の「ADI国際会議・京都・2004」が開催された。

目標を大幅に上回る参加者は4000人を超え（海外から600人超）たことも驚きであったが、報告・討議の内容も新時代の到来を感じさせた。この会議の中でも特筆すべき事柄として二つを挙げたい。

第一は、認知症当事者が内外から22名参加し、分科会をもって報告討論を行った。“主観性を持った当事者達”の報告は衝撃的で、これを契機に“当事者の思いを汲み取るケアへ”の転換点となった。以後、ケアの専門性としてこの視点を基本に、「パーソンセンタードケア」が目指すべき理念として定着しつつある。

第二は、R・バトラー氏（アメリカの長寿センター長）は“高齢痴呆者の人権宣言”をここ京都からと呼びかけ、D・ラッシュ氏（イギリス保護裁判所長）は“痴呆の人の権利を保障する人権法を”と提起した。“生活弱者となった可哀想なお年寄り”だから保護し介護しようという領域を超えて、人権を持った人としてその権利を保全するという法的位置づけの必要性が提起された。だが、この問題提起への取組は棚上げになったままだ。

そして、介護家族の心象には混乱が起こり対応姿勢には依然として私が経験した22年前の偏見に囚われた状況が根強く残っている。ヒトのライフステージの在り方を探る上でも、認知症への理解を進めることは、人がどう生きるかが試される正面課題になってきている。そして、政策重要課題に浮上していることを銘記すべき年の瀬である。